

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 2 時 5 0 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	義	朋	
2 番	長	谷	川	芳	一
3 番	上	田	幸	子	
4 番	大	塚	裕	二	
5 番	田	中	壽	嗣	
6 番	内	田	裕	夫	
7 番	小	寺	道	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村		好	
1 0 番	西	村	正	次	
1 1 番	藤	井		啓	
1 2 番	薄	井	佐	代	子
1 3 番	藤	村	拓	也	
1 4 番	辰	村		均	
1 5 番	曾	束	昭	夫	
1 6 番	南		暢	利	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	傳	四	郎
1 9 番	茨	木	雅	敏	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 会議録署名委員

3 番	上	田	幸	子
4 番	大	塚	裕	二

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪	田	智	子
農業委員会事務局次長	浪	江	隆	仁
農業委員会事務局	田	中		和
農業委員会事務局	高	橋	華	寿 紀
農業委員会事務局	三	宅	七	聖

6. 議 事

- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による（一時転用）
許可申請に対する意見について（5条一時転用許可）
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に
ついて（5条届出）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による一時転用届出
について（5条一時転用届出）
- 報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の
通知について（賃貸借合意解約）

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和 8 年第 8 回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が 14 名中 14 名、農地利用最適化推進委員 6 名中 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる 7 月 27 日に実施しました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名をご報告させていただきます。

3 番 上田委員

5 番 田中会長

18 番 村田傳四郎委員

20 番 林委員

事務局 2 名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|---------|--|-----|
| 議案第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について
（5 条一時転用許可） | 1 件 |
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出） | 3 件 |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による一時転用届出について（5 条一時転用届出） | 1 件 |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約） | 1 件 |

それでは、まず議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。3 番の上田委員、4 番の大塚委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

(会長)

それでは、議案書に基づきまして、進めてまいります。議案第1号農地法第5条第1項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見についてを議題といたします。

まず、議案第1号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号1の案件につきまして、ご報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号1について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条許可の制度の説明につきましては、先ほど●●●からご説明がありましたので、省略をさせていただきます。

それでは、総会の前に郵送させていただきました議案書と地図に沿ってご説明をさせていただきます。もし、お手元に資料がない方は予備をお渡しさせていただきますのでお申し出ください。総会資料、地図、皆さまお持ちということでしょうか。

それでは議案第1号受付番号1について、議案書1ページ及び2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。総会が公開の場でありますので、個人情報の関係から議案書の読み上げはせず、今のとおり、記載のとおりですという表現をさせていただきます。こちらの案件につきましては、●●●●●●●の開発工事に伴いまして、一時的に土の仮置場として利用し、その後、田畑転換のため盛土をして再度農地に復元して畑として利用するための一時転用の許可申請となります。案件書の備考欄にございますとおり、期間は令和10年7月31日までとなっておりますので、これ以降は農地に復元され、畑として利用をされます。

(事務局)

また、議案書 3 ページから 5 ページにつきましては、京都府に送る意見書案をお付けしております。3 ページには申請に係る事項や許可基準からみた意見を記載しております。貸付人及び農地の所在については、6 ページの別紙をご覧ください。4 ページには、検討事項に対する意見が記載されており、5 ページ上部には総合意見が記載されております。なお、5 ページの下枠には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしております。

なお、こちらの案件につきましては、30 アールを超えている農地転用案件でございますので、京都府農業会議に対しても意見を求めて回答があり次第、意見書を京都府に進達をいたします。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。また、本件に係る土地利用計画は 3 ページをご覧ください。

以上の資料をご覧くださいまして、審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局のほうから、詳細の説明がございましたが、議案第 1 号受付番号 1 について、何かご意見ご質問等はございませんか。

いかがでしょう。5 条の一時転用の案件ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号受付番号 1 について、許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、許可相当として京都府に進達をします。

それでは、これで審議を終わりました、報告に入りたいと思います。

(会長)	報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、受付番号6について、事務局より報告願います。
(事務局)	それでは、報告第1号受付番号6について、議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。市街化区域の農地を農地以外のものに転用する場合は届出の提出が必要とされており、今回は貸借を伴いますので、農地法第5条の届出となります。 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。 本件については、地元委員に意見照会をした上で、令和8年7月6日付けで会長専決をいただき、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。 会長よろしく願いいたします。
(会長)	報告第1号受付番号6の報告がございましたが、この報告につきまして何かご意見ご質問等はございませんか。 よろしいですか。特に報告ですので、次の報告に入ります。 報告第1号受付番号7と8は一体での開発ですので、まとめて事務局よりを報告願います。
(事務局)	それでは、報告第1号受付番号7について、議案書10ページをご覧ください。 次に、報告第1号受付番号8について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。市街化の農地を一体で倉庫及び事務所、露天駐車場に転用される案件です。 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。 本件については、地元委員に意見照会をした上で、令和8年7月6日付けで会長専決をいただき、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

(事務局)

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号7と受付番号8の2件の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による一時転用届出について、受付番号1について、事務局より報告願ひます。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案書12ページをご覧ください。一部貸付人につきましては、13ページの別紙をご覧ください。こちらの案件は、地質調査のために一時的に農地の一部分を転用される案件で、調査が終わりましたら、農地に復元されます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

本件については、地元委員に意見照会をした上で、令和8年7月6日付けで会長専決をいただき、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号1の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、続きまして、報告第3号に入ります。報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号9について、事務局より報告を願ひます。

(事務局)

それでは、報告第3号受付番号9について、議案書14ページをご覧ください。貸し手につきましては、15ページの別紙をご覧ください。こちらの案件は、賃貸借されていた農地を双方が合意の上で解約されると届け出があった案件です。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧ください。

本件については、地元委員に情報提供をした上で、令和 8 年 7 月 6 日付けで会長専決をいただき、届出の受理をしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、報告第 3 号受付番号 9 の報告が事務局からございましたが、何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。特にないようです。それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後 3 時 03 分 終了 —————